

労働者の賃金等について三十一日以前に限り労務局長の支  
 出に於ては各自治体にて支給するものとし  
 こととして取り扱ふこととする  
 労働者手当は各自治体にて支給するものとし  
 こととして取り扱ふこととする  
 労働者手当は各自治体にて支給するものとし  
 こととして取り扱ふこととする

出資人  
 労働者協議会  
 出資元

財団法人協調會大阪支所

福山製紙株式会社労働者調査表

昭和  
 十七年

會社名	福山製紙株式會社
所在地	大阪市西淀川區加島町一三六一
業態	製紙業
職工數	男二五名 女一五名 計四〇名
参加人員	男三〇名 女一四名 計三四名
發生年月日	昭和十二年五月廿七日
解決年月日	昭和十二年六月七日
發生原因	業績不振により工場解散を發表したるにより
要求事項	賃銀一割五分値上 外六項
解決條件	賃銀七分値上 外六項

關係労働團體全國争議會大阪地協